

一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会  
家庭医療専門医制度アドバイザーボード規則

2019年9月29日制定

(目的)

第1条 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会の運営する家庭医療専門医制度において、社会からの要請に応えられる、質の高い専門医を養成するために、専門医養成に関わる主要な関係者および幅広い関係者から幅広い意見を得て、制度運営に反映させることを目的として、家庭医療専門医アドバイザーボード（以下、アドバイザーボードという）を設置する。

(業務)

第2条 アドバイザーボードは、家庭医療専門医制度に関する以下の事項について、幅広い立場からの提言を行い、制度の持続的改善にむけて協議することを業務とする。

- (1) 社会の要請に応えられる専門医制度の在り方に関すること。
- (2) 研修目標（理念と教育成果を含む）、方略及び評価に関すること。
- (3) 研修プログラム認定および専門医の認定・更新に関すること。
- (4) 指導体制（指導医の認定を含む）に関すること。
- (5) 研修支援体制に関すること。
- (6) 研修制度の定期的なモニタリングおよびフィードバックに関すること。
- (7) その他、研修制度全般に関すること。

(組織)

第3条 アドバイザーボードの委員は、次に掲げる者から構成され、理事長が委嘱または任命する。

- (1) 本学会理事長
- (2) 専門医制度運営会議委員長
- (3) 日本医師会
- (4) 家庭医養成に関連の深い団体
- (5) 患者・市民
- (6) 行政
- (7) その他、理事長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 本委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、本委員会の業務を総括する。

3 本委員会に副委員長1人を置き、第3条第2号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、本委員会の業務を整理する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

(事務局)

第7条 本委員会の事務は、日本プライマリ・ケア連合学会事務局が担当する。

附則

この規則は、2019年10月1日から施行する。